

第56回「くらしに役立つ法律のはなし」

～ 12月の弁護士による連続法話 ～

南信消費生活センターでは、長野県弁護士会飯田在住会との共催により、弁護士による連続法話「くらしに役立つ法律のはなし」を開催します。

多くの方々のご参加をお待ちしています。

|  |  |
| --- | --- |
| * **テーマ** | **「土地賃貸借の基礎知識」**  **～駐車場として貸す場合と建物の敷地として貸す場合～** |
| * **内　容** | **惣一郎さんはご近所の工務店から「土地を駐車場として貸して欲しい。」と頼まれました。同じ頃、東京からＩターンして来た青山さんという人が「家を建てて住みたいので土地を貸して欲しい。」と頼んできました。**  **惣一郎さんはどちらにも土地を貸してあげようと思っていますが、さて、人に土地を貸すことになる惣一郎さんが知っておくべき基礎知識は？**  **今回は、クイズ形式で皆さんと考えながら、弁護士から分かり易くお話していただきます。** |
| * **講　師** | **後田法律事務所　後田　寿久　弁護士** |
| * **日　時** | **平成30年12月19日（水）午後1時30分～3時まで** |
| * **会　場** | **南信消費生活センター会議室（飯田市美術博物館隣り）** |
| * **参加料** | **無　料** |
| * **申込み** | **参加ご希望の方は、南信消費生活センターへ電話（０２６５-２４-８０５８）またはメール（n-shohi@pref.nagano.lg.jp）で、氏名及び居住市町村をご連絡ください。** |
| * **その他** | **当法話は毎月１回開催しています。次回以降は決定次第お知らせします。** |

**確かな暮らしが営まれる美しい信州**

**～学びと自治の力で拓く新時代～**

しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）推進中

長野県南信消費生活センター

（所長）石澤　一志　（担当）松本　善彦

電 話 0265-24-8058（直通）

F A X 0265-21-1703

E-mail　n-shohi@pref.nagano.lg.jp

**「第2次長野県消費生活基本計画」推進中**

・消費者の権利の確立と利益の擁護

・県民の消費生活における自立の支援　等